

介護医療院の創設に伴う基準条例の制定について意見を募集します。

1 条例制定の背景等

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)が改正され、主として長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である「介護医療院」が新たな介護保険施設として設けられました。
- この介護保険法の改正を受けて、「介護医療院」が有すべき人員、施設及び設備並びに運営に関する事項については、地方公共団体が条例により基準を定めることとされており、当該事項について条例(以下「基準条例」という。)を新たに定めるものです。

なお、京都市内の施設については、京都市の条例が適用されるため、今回制定予定の条例の適用対象から除かれます。

- つきましては、基準条例の概要を取りまとめましたので、これに関する御意見を下記によりお寄せください。

記

1 意見募集期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月22日(月)まで

2 意見の送付方法

- 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府健康福祉部介護・地域福祉課」宛てにお送りください。(様式は自由です。)
- 御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を併せてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

(1) 郵送の場合

〒602-8570 (専用郵便番号のため住所記載不要)
京都府健康福祉部介護・地域福祉課 宛て

(2) ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4572

(3) 電子メールの場合

アドレス：kaigofukushi@pref.kyoto.lg.jp

3 公表資料

「介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準等に関する条例の概要」について ※公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。

2 制定する条例の概要

1 制定する条例について

介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準等に関する条例（仮称）

2 介護医療院とは

介護医療院とは、医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設で、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を対象とするⅠ型と、Ⅰ型に比べ比較的容体が安定している者を対象とするⅡ型があります。

制定する基準条例では介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を、上記Ⅰ型、Ⅱ型のそれぞれの機能に応じて定めます。

3 条例の内容の考え方について

条例で定めるべき基準の内容は、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）」において、地方公共団体が条例を定めるに当たって従うべき基準又は参酌すべき基準として規定されています。

条例の制定に当たっては、上記の省令で規定されている基準（以下「省令基準」という。）の位置付けを踏まえ、有識者の意見等を参考に、次の「四つの視点」により検討しています。

- ①省令基準のとおり全国一律の内容が望ましいもの
- ②省令基準を緩和することが望ましいもの
- ③省令基準では、抽象的な記述となっているため、具体的に示すことが望ましいもの
- ④省令基準では示されていないが、新たな基準として盛り込むことが望ましいもの

4 省令基準のとおり全国一律の内容とする事項

介護医療院については、全国で一定のサービス水準を確保し、適切な施設整備と適正な運営を図るため、省令基準で詳細な基準（概要別紙のとおり。）が定められているところです。

そのため、この条例においては、現在の省令基準をそのまま取り入れることとした上で、次の事項を追加して定めることとします。

5 新たに基準として盛り込む事項

(1) 暴力団の排除について

府民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、申請者、従業者及び運営の三面から暴力団（員）を排除する規定を追加します。

(2) 人権の尊重について

省令基準においては、人権の尊重に係る努力義務について抽象的な記述となっていますが、介護医療院に求められている人権への配慮に係る取組をより具体化するため、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修を従業者に対して実施する等の努力義務を追加します。

- ◆ 施設において、利用者が安心・安全に生活を送るためには、利用者の人権尊重が不可欠です。また、依然として全国的に介護保険サービス事業者における虐待が、発生しております。